

まちだ学生介護のしごと魅力発信プロジェクト業務委託仕様書（案）

1 目的

介護の仕事の魅力を発信する動画と広報物を作成することにより、介護の仕事を選ぶきっかけを作ることを目的とする。主なターゲットはこれから仕事につく若い世代とする。動画と広報物の作成にあたっては、若い世代の感性や考え方を取り入れるため、ワークショップ形式により学生が企画に参加する。

本業務委託は、町田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）にワークショップの運営、動画及び広報物の作成、掲載等を委託するものである。

2 業務実施期間

契約確定日から 2025 年 12 月 31 日まで

3 業務内容

1 の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1）まちだ学生介護のしごと魅力発信プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）の企画立案

ア プロジェクトは、以下の①～④を含むものを指す。

- ①動画及び広報物を企画するワークショップの運営
- ②動画及び広報物の作成
- ③広報物の掲載及び設置
- ④学生による成果物の発表の支援

イ ア①のワークショップは以下の通りとする。

- ・動画及び広報物を企画する内容を 3 回程度実施する。（うち 1 回は取材等の介護現場での活動を含める。）
- ・ワークショップでは、甲が介護人材の課題に関するレクチャー、乙が広報・動画制作等に関するレクチャーやアドバイスを行う。
- ・実施時期は 8 月から 9 月までとする。
- ・ワークショップの会場は町田市役所の会議室とする。（うち 1 回は介護事業所等の取材先で実施する。）

ウ プロジェクトの参加者は、大学生 10 名程度とする。（事前に甲が募集）

エ 学生による発表を 11 月中旬に市が開催するイベント「アクティブ福祉 in 町田」で実施する。

オ プロジェクトの企画立案にあたり、甲乙で打合せを実施する。

カ 乙は、オの打合せを元に、プロジェクトの企画書を作成し、甲に提出する。

キ カで提出した企画について、甲乙で協議し、合意した内容で実施する。

（2）ワークショップの運営

ア 乙は、（1）の企画をもとにワークショップを運営する。

- イ 乙は各回で使用する資料を事前に甲に確認し、確認が取れた内容で実施する。
- ウ アの他に参加者との打ち合わせが必要な場合は、甲と協議する。

(3) ワークショップで企画された動画の制作

- ア 乙は、ワークショップで作成した企画に基づき、動画の構成を作成する。
- イ 乙は、動画の構成について、甲の確認を取った上で、動画を制作する。
- ウ 動画はつぎのとおりとする。
 - ・秒数は、300 秒程度のものとする。
 - ・掲載場所は、町田市公式動画チャンネル (YouTube) とする。
- エ 乙は、完成前に甲に動画を確認し、必要な場合は修正を行う。

(4) 広報物の制作

- ア 乙は、ワークショップで提案された内容に基づき、広報物を制作する。
- イ 広報物には、横縦比 16 : 9 のデジタルサイネージ用画像を含める。
- ウ 乙は、広報物の内容やデザイン等について、甲の確認を取った上で、作成する。
- エ 乙は、完成前に甲に広報物を確認し、必要な場合は修正を行うこと。

(5) 広報物の掲載および設置等

- ア 乙は、有料の広報物について、掲載及び設置等を行う。
- イ アの掲載場所及び内容等は、甲乙で協議し、合意したものを実施する。
- ウ アの広報物の掲載及び設置にかかる費用も委託料に含む。
- エ アの広報物掲載及び設置後 1 か月間の効果検証を行う。
- オ 無料で掲載できる広報について、プロジェクトの参加者から意見を聴取し、甲乙で協議して、可能な限り実施する。

(6) 報告書の作成

- 乙は、次の 2 種類の報告書を作成し、甲にメールで提出する。
- ア ワークショップ実施ごと進行等をまとめた報告書
各回のワークショップ終了後すみやかに市に提出する。
この報告書は町田市ホームページで公開するため、写真等を活用して分かりやすく作成すること。
- イ 業務全体の報告書
終了後、すみやかに甲に提出する。
この報告書には、(5) エの効果検証結果を含めること。

4 成果品

この契約にかかる成果品は次のとおりとする。

成果品のデータを記録した CD-R または DVD-R で納品する。

- (1) 3 (6) ア、イの報告書【形式：Word または PowerPoint】
- (2) 3 (3) の動画【形式：mp4、解像度：1080p 以上】
- (3) 3 (4) の広報物【形式：甲乙で別途協議】

5 役割分担

この契約にかかる業務のうち、業務の分担は次のとおりとする。

- (1) 甲が担当する業務
 - ア 参加者の募集
 - イ ワークショップの開催場所の提供
 - ウ ワークショップでの介護人材の課題についてのレクチャー
 - エ 動画作成にかかる取材先の調整
 - オ ウの取材対象者への原稿確認
 - カ 乙の提案するプロジェクトの企画書、ワークショップで使用する資料、動画及び広報物等の確認
 - キ 参加者が動画を発表する機会の提供
 - ク 参加者にアンケート及びレポートの提出を求める
- (2) 乙が担当する業務
 - ア プロジェクトの企画立案
 - イ ワークショップの運営
 - ウ ワークショップに必要な資料及び報告書の作成
 - エ 効果的な広報・動画制作に関する参加者へのレクチャー、アドバイス
 - オ 取材等のディレクション、撮影、録音
 - カ 動画と広報物の作成
 - キ 広告掲載（有料広告への掲載を含む）
 - ク 広報掲載の効果検証
- (3) 甲と乙がともに担当する業務
 - ア プロジェクトの企画内容を協議・決定
 - イ 動画および広報物の周知
 - ウ 動画および広報物の確認

6 業務委託者の著作権に関する事項

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、町田市への成果物の引き渡し完了したときに、町田市に移転する。
- (2) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって町田市に譲渡される。

7 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

8 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

9 委託料の支払い

甲は3（6）イ業務全体の報告書を確認し、甲の検査に合格した場合は、乙の適正な請求を受けた日から30日以内に、契約代金を乙に支払う。

10 その他

この仕様書に疑義があるとき又はその他協議の必要が生じたときは、その都度、甲と乙とで協議する。